

意見書案第 1 号

令和 6 年 6 月 1 1 日提出

提出者 松山市議会議員 田 渕 紀 子

杉 村 千 栄

小 崎 愛 子

令和 6 年 6 月 1 4 日 否決

地方自治法改正案について慎重に審議することを国に求める意見書について

地方自治法改正案について慎重に審議することを国に求める意見書を次のとおり提出する。

記

地方自治法改正案について慎重に審議することを国に求める意見書

今国会で審議中の地方自治法改正案は、2000年に施行された、地方分権一括法に定められた「国と地方は対等」という原則と背反し得るものであり、慎重な議論を重ねていただきたく意見書を提出する。

衆議院では既に可決され、本法案は参議院で審議されることになっている。政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、地方自治体に指示できる、新たな「指示権」の枠組みを導入することは、憲法で保障された地方自治を根底から破壊するものである。

戦前の中央集権的な体制の下で、自治体は侵略戦争遂行の一翼を担わされた。その反省から、日本国憲法は地方自治を明記し、政府から独立した機能をもつ「団体自治」と住民の意思に基づく「住民自治」を保障したのである。

ところが、歴代自民党政権は自治体の権限や財源を抑制し続け、地方自治を形骸化させてきた。地方分権一括法でも、「地方分権」を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、国による「指示」「代執行」という強力な関与の仕組みを法定した。その上、本法案は、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで国が指示することを可能にするもので、極めて重大である。

しかも、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは何か、その類型も、判断基準も、審議では明らかにされなかった。国の恣意的判断で、自治体を国に従属させることなど、断じて許されるものではない。

本法案は、国会の承認なく地方自治体に指示が発出できるようになっており、地方自治体との調整や意見聴取が義務づけられていない。国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれの定義も曖昧で、閣議決定だけで発出されるということは独裁を招き、歯止めのない国家権力の行使につながる危険性がある。

コロナや災害時の混乱は、国の指示権がなかったからではなく、日常的防災対策の不備や人的資源の不足にある。むしろ自治体に権限を委譲することも視野に入れることが重要と考える。

また、地方自治体の情報システムの利用について、「最適化」と称して、今後、国が進める情報システムの整備の取組への協力を求めるものとなっている。情報システムの共同化、集約の推進によって、地方自治体は国がつくる鋳型に収まる範囲での施策を迫られるとともに、常に国のシステム整備に合わせていくことが求められる。これは、地方自治を侵害するものであり、到底、容認することはできない。

よって、今国会での地方自治法改正案の採決を見送るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣